

平成 23 年 6 月 2 日

鳥取市の庁舎新築移転計画に関する条例制定請求

署 名 簿

(第 号)

鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例制定請求書

1 住民投票条例制定請求の要旨

鳥取市では、現在、市庁舎の新築移転計画が進められつつあります。しかし、その計画の内容および計画の進め方について、市民に十分な説明責任が果たされているとは言えず、市民からは以下のような厳しい指摘や批判的意見が出されています。




- ①「市民へのアンケート調査」では、耐震改修か新築かの選択肢がなく、新築が前提となっており、また、建設場所についても、「駅周辺」へ誘導する内容となっている。
- ②まちづくりの全体構想が示されないまま、新築移転計画が性急に進められている。
- ③鳥取市の厳しい財政状況、今後の厳しい財政見通しが十分に考慮されておらず、将来に重い財政負担を残す恐れがある。
- ④東日本大震災で、国も巨額の費用を投じ、復興へ踏み出そうとしている時に、100億円以上かけて新築移転することが本当に適切なのか。
- ⑤行政機能の一極集中より分散化を目指し、リスクの分散化を図るとともに、身近なところでのサービスを充実させるため分庁舎や総合支所の充実を行うべきではないか。

市庁舎の耐震化は不可避の課題ですが、市庁舎新築統合移転となると、市の将来を見据えた都市計画・まちづくりのビジョンにもかかわる重大な問題であり、かつ、莫大な予算を必要とする一大事業でもあります。後世に禍根を残すものであってはなりません。

従って、拙速な対応は避け、鳥取市自治基本条例の趣旨を踏まえ、市民に積極的に情報を公開し、市民の合意形成を図りつつ慎重に進める必要があります。しかるに、この間の新築移転計画の進め方は、「政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民に分かりやすく説明しなければなりません」（自治基本条例第23条）というその趣旨を市長自らが踏みにじろうとするものと言わざるをえません。

以上のことから、鳥取市の市庁舎新築移転計画について、改めて市民にその是非を問う条例の制定を求めるものです。

2 請求代表者

住 所	職 業	氏 名	印
鳥取市大覚寺74番地13	会社役員	吉田幹男	
鳥取市川端一丁目120番地	会社員	米村京子	
鳥取市正蓮寺245番地81	無 職	谷口隆秋	

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

平成23年5月31日

鳥取市長 竹内 功 様

鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、現在鳥取市の進めている市庁舎新築移転計画に対する市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次の通り実施する。

- (1) 住民投票に付する事項 市が現在進めている市庁舎新築移転計画の是非。
- (2) 投票の期日 条例公布の日から30日以内に執行するものとする。
- (3) 投票有資格者 平成23年6月2日現在において、永久選挙人名簿に登録されている市民とする。
- (4) 投票の方法 市が現在進めている市庁舎新築移転計画に賛成のときは投票用紙に○、反対のときは投票用紙に×をつけて投票箱に入れる。
- (5) 投票の執行 市長が執行するものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を鳥取市選挙管理委員会に委任するものとする。

2 市長は、住民投票の結果が確定した時は、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を報告しなければならない。

(情報公開)

第3条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう、必要な情報提供をおこなうものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第4条 住民投票に関する投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票結果の尊重)

第5条 市長および市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、委任を受けた市選挙管理委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



受総総第 1 4 9 号

鳥取市条例制定請求代表者証明書

鳥取市大覚寺 7 4 番地 1 3 吉田 幹 男

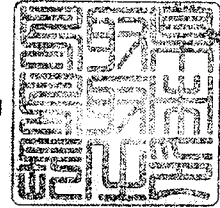
鳥取市川端一丁目 1 2 0 番地 米村 京 子

鳥取市正蓮寺 2 4 5 番地 8 1 谷口 隆 秋

上記の者は、鳥取市条例制定請求代表者であることを証明します。

平成 2 3 年 6 月 2 日

鳥取市長 竹内 功



鳥取市の庁舎新築移転計画に関する条例制定請求署名収集委任状

受任者の氏名	
住 所	鳥取市

上記の者に対し、鳥取市の庁舎新築移転計画に関する条例制定のための署名及び押印を
求めることを委任する。

平成 2 3 年 6 月 日

条例制定請求代表者 吉 田 幹 男

条例制定請求代表者 米 村 京 子

条例制定請求代表者 谷 口 隆 秋

